

第8章 都市計画

1 都市計画のあらまし

(1) 都市計画の目的と役割

都市計画とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画であり、土地利用については、長期計画に基づき、都市全体として適正な土地利用を進めるための規制や誘導を行うもので、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を誘導するため市街化区域・市街化調整区域の区域区分の決定の有無と、住宅、店舗、工場などの混在を防止し、良好な都市環境をつくるための用途地域等を決定する地域地区がある。

都市施設とは、道路、公園、下水道等の都市生活の基盤となるもので、市街地開発事業とは土地区画整理事業や市街地再開発事業等の宅地の供給を目的とした事業のことである。これらを都市計画に定め、計画的なまちづくりを行うことが都市計画の役割である。

現行の都市計画法は、都市への急激な人口集中等による市街地の無秩序な外延化が全国的な課題となった高度成長期に区域区分（線引き）、開発許可制度の導入を骨格として昭和43年に制定された。

しかしながら、人口減少・超高齢社会の到来、頻発する豪雨等の災害、産業構造の転換、厳しい財政的制約等により、都市を取り巻く環境は大きく変化しており、現在は、こうした社会情勢の変化に的確に対応した都市計画が求められている。

(2) 都市計画区域

都市計画区域は、市町村の行政区域にとらわれず、土地利用の状況及び見通し、地形等の自然的条件、通勤、通学等の日常生活圏、主要な道路、鉄道等の交通施設の配置状況、社会的、経済的な区域の一体性等から総合的に判断して、実質上一体の都市として整備、開発及び保全する必要がある区域として定めるべきこととしている。

本県においては、昭和3年9月10日山形市、鶴岡市で都市計画法が初めて適用されて以来、平成25年4月12日までに13市17町の計30市町（27都市計画区域）まで適用範囲が拡大し、現在に至っている。

令和7年3月末現在、本県の都市計画区域人口は、約85万人と県総人口の約85%を占め、区域面積は124,855haと県土の約13%を占めている。

令和7年3月31日現在

都市計画区域名	市町名	行政区域		都市計画区域		法適用 年月日※1	最終決定 年月日
		面積 (ha)	人口 (千人)	面積 (ha)	人口 (千人)		
東南村山地区	山形広域	山形市	38,130	234.6	15,990	232.0	S3.9.10
		上山市	24,093	27.3	2,180	20.2	S22.12.3
		天童市	11,302	59.9	7,180	59.1	S22.9.8
		山辺町	6,145	13.3	1,320	12.7	S35.11.25
		中山町	3,115	10.3	1,800	10.3	S43.12.28
	小計	82,785	345.4	28,470	334.3		
西村山地区	寒河江	寒河江市	13,903	39.2	5,109	38.9	S22.12.3
	河北	河北町	5,245	16.7	3,511	16.7	S22.9.5
	西川	西川町	39,319	4.5	5,844	4.4	S49.7.29
	朝日	朝日町	19,681	5.7	606	4.1	S32.5.14
	大江	大江町	15,408	7.0	785	5.7	S11.7.13
	小計	93,556	73.1	15,855	69.8		
北村山地区	村山	村山市	19,698	21.1	1,754	11.1	S22.9.5
	東根※2	東根市	20,694	47.4	6,233	46.5	S27.8.14
	尾花沢	尾花沢市	37,253	13.3	870	5.6	S27.12.24
	大石田	大石田町	7,954	5.9	487	3.3	S22.9.5
	小計	85,599	87.7	9,344	66.5		
最上地区	新庄	新庄市	22,285	32.0	4,939	26.9	S17.3.4
	金山	金山町	16,167	4.6	1,236	2.3	S25.5.23
	最上	最上町	33,037	7.3	3,017	6.0	S49.7.29
	真室川	真室川町	37,422	6.4	1,053	3.1	S25.5.23
	小計	108,911	50.3	10,244	38.3		
東南置賜地区	米沢	米沢市	54,851	73.9	8,830	68.7	S8.5.10
	南陽	南陽市	16,052	28.9	2,025	24.9	S22.9.5
	高畠	高畠町	18,026	21.5	2,515	14.4	S22.9.5
	川西	川西町	16,660	13.2	1,982	6.2	S26.5.24
	小計	105,589	137.5	15,352	114.2		
西置賜地区	長井	長井市	21,467	24.2	2,313	17.1	S14.5.22
	小国	小国町	73,756	6.9	768	4.2	S14.8.7
	白鷹	白鷹町	15,771	12.4	1,053	6.0	S34.2.16
	小計	110,994	43.5	4,134	27.3		
庄内地区	鶴岡※3	鶴岡市	131,151	115.7	25,281	106.5	S3.9.10
	酒田	酒田市	60,298	93.1	11,569	74.0	S8.5.10
		遊佐町	—	—	574	0.8	S47.7.7
	八幡	酒田市	—	—	625	2.8	S35.11.25
	余目	庄内町	24,917	19.3	884	8.7	S22.9.5
	三川	三川町	3,322	7.0	1,475	4.8	S44.3.20
	遊佐※4	遊佐町	20,839	12.0	1,047	5.0	S23.5.23
	小計	240,527	247.1	41,455	202.6		
都市計画区域 合計		827,961	984.6	124,855	853.0	13市17町の計	
山形県全体		932,315	1,000.3	124,855	853.0	13市19町3村の計	

※1 旧都市計画法における「法適用の指定」を含む。

※2 東根都市計画区域の面積には、河北町（209ha）を含む。

※3 現在の鶴岡都市計画区域は、H25. 4. 12に鶴岡、藤島、櫛引、温海と4つの都市計画区域を統合したものである。

※4 遊佐都市計画区域面積には、酒田都市計画区域の遊佐町分（574ha）を含まない。

(3) 都市計画マスタープラン

都市計画は、その目的の実現に時間を要するものであり、あらかじめ長期的な視点に立って都市の将来像を明確にし、その実現に向けて道筋を明らかにしておくことが重要であることから、県及び各市町においてそれぞれ都市計画のマスタープランを策定している。

県が策定するマスタープランは、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画法第6条の2）で、通常「都市計画区域マスタープラン」と呼ばれている。これは、広域的課題の調整を図りながら、中長期的な視点に立った都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を示すものである。

市町が策定するマスタープランは、市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市計画法第18条の2）で、通常「市町村マスタープラン」と呼ばれている。これは、県が定める都市計画区域マスタープランに即し、各市町の区域を対象として、より地域に密着した見地から、その創意工夫の下に、都市計画の方針を定めるものである。

また、「立地適正化計画」は市町村マスタープランの一部として、平成26年度の都市再生特別措置法の改正により制度化された。立地適正化計画は、人口の急激な減少と高齢化を背景に、安心できる健康で快適な生活環境を実現することや、財政面・経済面で持続可能な都市経営を可能とすることなどを目的として、都市全体の構造を見直し、コンパクトなまちづくりとこれと連携した公共交通のネットワークを形成するための取り組みである。

市町村都市計画区域マスタープランと立地適正化計画の策定状況

令和7年3月31日現在

都市名	市町村マスタープラン ○:策定済/ー:未策定	立地適正化計画 ○:策定済/ー:未策定	都市名	市町村マスタープラン ○:策定済/ー:未策定	立地適正化計画 ○:策定済/ー:未策定
山形市	○	○	最上町	○	ー
上山市	○	○	真室川町	○	○
天童市	○	○	米沢市	○	○
山辺町	○	ー	南陽市	○	○
中山町	○	○	高畠町	○	○
寒河江市	○	○	川西町	○	○
河北町	○	ー	長井市	○	○
西川町	ー	ー	小国町	○	ー
朝日町	ー	ー	白鷹町	○	○
大江町	○	○	酒田市	○	○
村山市	○	○	遊佐町	○	ー
東根市	○	ー	鶴岡市	○	○
尾花沢市	○	○	庄内町	ー	ー
大石田町	○	○	三川町	ー	ー
新庄市	○	○	計	25	19
金山町	ー	ー			

※都市計画区域を有する30市町のみ

2 都市計画の内容

都市計画は、大きく以下の3つの柱で構成され、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るために必要なものを一体的、総合的に定めている。

- ① 土地利用に関する計画
- ② 都市施設の整備に関する計画
- ③ 市街地開発事業に関する計画

(1) 区域区分（市街化区域及び市街化調整区域）

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画区域内では、計画的に市街化を図るべき「市街化区域」と、市街化を抑制すべき「市街化調整区域」に区分すること、いわゆる「区域区分」（「線引き」ともいう。）を前提としてきたが、平成12年5月の都市計画法改正により、区域区分は都道府県が判断して選択することとなり、都道府県が定める都市計画区域マスタープランの中で位置づけることとなった。

本県では、昭和45年3月に山形市、上山市、天童市、山辺町及び中山町から構成される「山形広域都市計画区域」を決定した後、酒田市と遊佐町の一部を含む酒田都市計画区域を、昭和59年3月に決定した。鶴岡都市計画区域は、平成16年5月に決定した後、平成25年4月には、鶴岡、藤島、櫛引及び温海の都市計画区域を1つに統合するとともに、旧羽黒町及び旧朝日村の一部まで区域を拡大した。

令和7年3月末現在、本県では、以下のとおり市街化区域を決定している。

令和7年3月31日現在

		面積 (ha)			人口 (千人)		
		行政区域	都市計画区域	市街化区域	行政区域	都市計画区域	市街化区域
山形広域		82,785	28,470	6,290	345.4	335.2	244.9
	山形市	38,130	15,990	4,093	234.6	232.0	175.8
	上山市	24,093	2,180	720	27.3	20.3	17.0
	天童市	11,302	7,180	1,063	59.9	59.9	37.4
	山辺町	6,145	1,320	218	13.3	12.7	8.3
	中山町	3,115	1,800	196	10.3	10.3	6.4
酒田		81,137	12,143	2,876	105.1	74.8	63.1
	酒田市	60,298	11,569	2,733	93.1	74.0	63.0
	遊佐町	20,839	574	143	12.0	0.8	0.1
鶴岡	鶴岡市	131,151	25,281	2,327	115.7	106.5	71.6
合計	5市3町	295,073	65,894	11,493	566.2	516.5	379.6

(2) 地域地区

地域地区は、都市計画区域内における土地の自然的条件と土地利用の動向を勘案し、土地の利用形態に適正な規制、誘導を加えることにより、快適で能率的な市街地を形成することを目的として定められる。

地域地区の1つである用途地域は、都市計画マスタープランに示される地域ごとの市街地の将来像に適合する積極的に望ましい市街地の形成を誘導するため、建築物の用途を規制し、土地利用の純化を図るものであり、令和7年3月末現在、本県では、三川を除く26の都市計画区域において、用途地域が指定されている。

用途地域の決定状況

令和7年3月31日現在

	住居系	商業系	工業系	計
線引き都市計画	7,394.1	890.5	3,208.0	1,1492.6
非線引き都市計画	6,697.8	731.0	2,602.5	1,0031.3
計	14,091.9	1,621.5	5,810.5	21,523.9

用途地域のほか、県内では特別用途地区、高度地区、高度利用地区、防火地域・準防火地域、風致地区、及び臨港地区が定められている。

(3) 都市施設

① 都市計画道路

都市における基本的な施設である道路は、交通機能のほかに、街区や住区を構成し、良好な生活環境を形成するため必要な環境空間、上下水道等のライフラインの収容空間、更には、災害発生時の防災空間や避難路としての機能など多面的な機能を有している。

令和7年3月末現在、本県では、511路線、延長約1,278kmの計画を決定しており、そのうち、約61%の整備が完了している。

県の施行する都市計画道路事業（街路事業）としては、現在、10路線10工区で事業が実施されている。

令和7年3月31日現在

都市計画区域名		市町名	路線数 () は実路線数	延長 (m)		整備率 (B/A)	
				計画決定 (A)	改良済 (B)		
東南村山地区	山形広域	山形市	69	235,620	161,661	68.8%	
		上山市	20	55,520	39,115	70.5%	
		天童市	30	80,105	68,580	85.6%	
		山辺町	8	14,920	6,367	42.7%	
		中山町	9	16,540	7,914	47.8%	
	小計	(118)	136	402,705	283,637	70.4%	
西村山地区	寒河江	寒河江市	22	58,060	35,743	61.6%	
	河北	河北町	12	16,270	12,700	78.1%	
	西川	西川町	1	2,800	2,800	100.0%	
	朝日	朝日町	3	4,600	3,900	84.8%	
	大江	大江町	9	9,220	4,113	44.6%	
	小計	(47)	47	90,950	59,256	65.2%	
北村山地区	村山	村山市	(8)	9	29,840	17,195	57.6%
	東根	東根市	(23)	24	66,180	43,332	65.5%
	尾花沢	尾花沢市	(10)	11	27,270	19,941	73.1%
	大石田	大石田町		7	8,140	6,500	79.9%
	小計	(48)	51	131,430	86,968	66.2%	
	最上地区	新庄	新庄市		23	45,490	26,420
金山		金山町		4	3,850	3,850	100.0%
最上		最上町		1	2,250	2,250	100.0%
真室川		真室川町		8	8,190	5,000	61.1%
小計		(36)	36	59,780	37,520	62.8%	
東南置賜地区		米沢	米沢市		32	118,790	49,760
	南陽	南陽市		27	65,750	26,960	41.0%
	高畠	高畠町		16	37,130	21,730	58.5%
	川西	川西町		6	11,310	3,770	33.3%
	小計	(81)	81	232,980	102,220	43.9%	
	西置賜地区	長井	長井市		14	22,580	10,099
小国		小国町		9	6,740	4,940	73.3%
白鷹		白鷹町		6	11,210	7,785	69.4%
小計		(29)	29	40,530	22,824	56.3%	
庄内地区		鶴岡	鶴岡市		80	139,560	78,002
	酒田	酒田市		44	106,670	72,452	67.9%
	八幡	酒田市		7	8,090	4,520	55.9%
	余目	庄内町	(8)	9	26,960	11,710	43.4%
	三川	三川町		3	13,200	5,260	39.8%
	遊佐※ ⁴	遊佐町	(10)	11	25,030	11,180	44.7%
	小計	(152)	154	319,510	183,124	57.3%	
	合計		(511)	534	1,277,885	775,549	60.7%

② 駐車場

都市内（特に中心業務地区、商業地区）における駐車場需要に対応するため、令和7年3月末現在、県内では、自転車駐車場を含めた6箇所が都市計画駐車場として、整備されている外、天童市では、附置義務条例の制定により10箇所の駐車場が確保されている。駐車場法の規定による県内の届出駐車場は、9市66箇所となっている。

③ 都市計画公園及び緑地

公園緑地は、道路、広場と一体となって都市の骨格を形成し、また市街地の外周にあつては、都市の無秩序なスプロールを防止し、あるいは良好な風致、景観を備えた地域環境を形成し、自然とのふれあいを通じて心身ともに豊かな人間形成に寄与するとともに、スポーツ、レクリエーションの場の提供、公害・災害の発生の緩和、災害時の被害の緩衝、避難・救護活動場の提供、さらには大気の浄化、浮遊ばいじんの捕捉、防音、ヒートアイランドの緩和等、非常に多くの複合した機能を有する都市の根幹的施設である。

令和 7 年 3 月末現在、都市計画決定している公園緑地は635箇所、面積約3,866haあり、このうち県管理の公園は以下の表の通り12箇所ある。

また、都市公園法に基づき開設している都市公園は873箇所、面積約2,036haで、都市計画区域内 1 人当たりでは約23.5㎡となっている。

県管理の都市公園

令和 7 年 3 月 31 現在

	都市公園名	所在地	所管課
1	県総合運動公園	天童市	県土整備部 都市計画課
2	蔵王公園	山形市	
3	悠創の丘	山形市	
4	健康の森公園	山形市	
5	中山公園	中山町	
6	弓張平公園	西川町	
7	蔵王みはらしの丘ミュージアムパーク	山形市	
8	最上川ふるさと総合公園	寒河江市	
9	最上中央公園	新庄市	
10	庄内空港緩衝緑地	鶴岡市・酒田市	みらい企画創造部 交通プロジェクト推進課
11	県民緑地	山形市	総務部管財課
12	県政史緑地	山形市	観光文化スポーツ部 県民文化芸術振興課

④ 公園施設長寿命化対策

県土整備部で所管している蔵王みはらしの丘ミュージアムパークを除く 8 つの都市公園は、ほとんどが昭和 55 年から平成 12 年の間に完成しており、供用開始後 25 年以上経っている公園施設が多いことから老朽化がいたるところで見られ、維持管理に掛かる経費が年々増大している。

このことにより、公園利用者の安全性の確保及びライフサイクルコスト縮減の観点から、公園施設長寿命化計画を平成 21 年度に策定し、その後定期的に再度再点検、再評価を実施し計画の見直しを実施している。

今後も、公園施設の適切な修繕及び改築について、国の交付金などを活用しながら、計画的な予防保全的取組みを推進していく。

(4) 市街地開発事業

① 土地区画整理事業

土地区画整理事業は、都市計画に沿った土地の有効利用と道路、公園、水路等の公共施設の整備を図るため、土地の区画形質の変更と公共施設の新設、変更を同時に行う事業であり、都市のスプロールを未然に防止して、健全な市街地形成を図るため最適な手法である。

本県では戦後の混乱期が一段落した昭和24年から来るべき都市への人口集中に対応するため、いち早く公共団体施行として既成市街地と新市街地の土地区画整理事業に取り組み、昭和36年からは建設省所管の国庫補助事業を積極的に推進してきた。

一方、組合施行は昭和3年に山形市で初めて施行されて以来、特に地方中心都市近郊農家の農業経営に対する意識の変化や急激な都市化現象により、これまで12市9町、207組合、面積約3,708haの新市街地が形成された。

これまで県内で認可した土地区画整理事業は、公共団体施行、組合施行、個人・共同施行、都市再生機構施行を合わせて279地区、面積約5,294haに及び、令和7年3月31日現在、277地区、面積約5,268haが整備済である。

② 市街地再開発事業

都市の機能と環境を整備していく手段としては、街路事業、公園事業、土地区画整理事業などを実施するが、家屋の密集した既成市街地を整備改善していく場合、これら平面的な手法では事業の実施が困難であり、また土地の合理的高度利用の面で不適切な場合が多くなっていることから、建築物と道路、公園その他の都市施設を一体的に整備し、土地の合理的かつ健全な高度利用を図る立体的手法が有効である。

これが、市街地再開発事業といわれる手法であり、都市防災、市街地環境整備改善、商店街振興等の地区の機能向上等を目的とするものである。令和7年3月31日現在、都市局所管事業としては、上山市（H8事業完了）と鶴岡市（S62事業完了）で実施された。

(5) 地区計画等

地区計画及び沿道整備計画は、昭和55年に新設された制度である。地区計画では、それまでの都市計画による統一的・標準的な規制に加えて、各地区の特性に応じたきめの細かい計画づくりと、良好な都市環境の整備や保全を行うものであり、その内容として、当該区域の整備・開発・保全に関する方針と、道路・公園等の地区施設及び建築物等の整備並びに土地利用に関する計画(地区整備計画)を定めることができる。

県内における地区計画制度の導入は、昭和59年の酒田市大多新田地区に始まり、令和7年3月末現在、8市6町の83地区で策定され、市街地整備が図られている。

3 開発許可制度

(1) 開発許可

都市における工業用地や住宅用地等の乱開発を防止し、健康的で文化的な都市生活及び機能的な都市生活を確保するため、都市計画区域内での一定規模以上の開発行為に対して規制を加えており、このような行為をする場合、中核市である山形市内の案件を除き県（一部市に権限移譲）の許可が必要である。

（都市計画法第29条第1項、第2項、第34条の2）

令和7年度許可件数※

事項			開発面積 1 ha未満		開発面積 1 ha以上		合計	
			件数	面積(ha)	件数	面積(ha)	件数	面積(ha)
法第29条第1項 (法第34条の2含む)	許可	市街化区域	3	0.57	0	0	3	0.57
		市街化調整区域	0	0	0	0	0	0
		その他の都計区域	10	6.86	9	29.43	19	36.29
		計	13	7.43	9	29.43	22	36.86
	不許可		0	0	0	0	0	0
	取下げ		0	0	0	0	0	0
法第29条第2項	許可				0	0	0	0
	不許可				0	0	0	0
	取下げ				0	0	0	0
合計			13	7.43	9	29.43	22	36.86

※ 山形市及び権限移譲市（米沢市、鶴岡市、酒田市、天童市）分を除く

(2) 開発審査会

都市計画区域内で、市街化を抑制すべき区域である「市街化調整区域」における開発行為については、スプロール化を防ぐ観点から、特に厳しい制限が加えられており、この中でも例外的に許可をする場合、開発審査会の議を経ることが必要とされている。

（都市計画法第34条第14号、同法施行令第36条第1項第3号ホ）

令和7年度開発審査会付議件数

事項		付議案件	同意	不同意
① 開発行為に係るもの	法第34条第14号に基づくもの	0	0	0
② 建築行為に係るもの	令第36条第1項第3号ホに基づくもの	2	2	0

4 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可制度

(1) 法の概要及び宅地造成等工事許可制度

令和3年7月に静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し大規模な土石流災害が発生したことや、危険な盛土等に関する法律による規制が必ずしも十分でないエリアが存在していること等を踏まえ、盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、「宅地造成等規制法」を法律名・目的も含めて「宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）」に改正し、土地の用途（宅地、森林、農地等）にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制することとされた。

本県では、令和7年4月30日に盛土規制法に基づく規制区域を指定し、本格的に法の運用を開始した。規制区域の指定後は、規制区域内で一定規模以上の宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を行う場合、中核市である山形市内の案件を除き県の許可等が必要である。

(盛土規制法第12条第1項、第30条第1項、第27条第1項)

令和7年度許可・届出件数※

事項			宅地造成又は 特定盛土	土石の堆積	合計
許可	法第12条第1項	宅地造成等工事規制区域	14	4	18
	法第30条第1項	特定盛土等規制区域	3	1	4
	小計		17	5	22
届出 (許可対象 規模未満)	法第27条第1項	特定盛土等規制区域	2	0	2
合計			19	5	24

※中核市である山形市を除く

(2) 都市計画法に基づく開発許可による「みなし許可」

都市計画法に基づく開発許可を受けたときは、盛土規制法の許可を受けたとみなされ、盛土規制法の規定も一部適用される。本県では、規制区域の指定に合わせ、開発許可権限移譲市に、盛土規制法に係る事務・権限の一部を移譲している。

5 都市計画を進めるその他の制度等

(1) 都市計画税

都市計画税は、道路や公園、下水道等の都市計画事業及び土地区画整理事業に要する費用に充てるために設けられた目的税である。都市計画区域の全部及び一部の区域について、当該市町村の条例で定める区域内に所在する土地及び家屋に対して、税率0.3/100を限度として課税することができる。

令和7年3月末現在、本県では、13市9町にて都市計画税が徴収されている。

(2) 都市計画施設等の区域内における建築許可制度

都市計画法第53条に基づき、都市施設の区域は市街地開発事業の施行区域内において建築物の建築をしようとするときは、都道府県知事又は市長の許可を受けなければならないことになっている。

なお、当該許可の権限は、山形県事務処理の特例に関する条例の規定により、各町長へ移譲されている。

(3) 都市計画調査等

① 都市計画基礎調査

都市計画法第6条第1項により、人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量、その他の事項に関する現況及び将来の見通しについて調査を行うものであり、都市計画決定及びその実施などのほか、諸施策の基礎資料として活用される。

② 緑のマスタープラン・緑の基本計画

緑の基本計画とは、平成6年の都市緑化保全法の改正により創設されたもので、それまでの都市緑化推進計画で主として対象としている公共公益施設の緑化と共に、民有地の緑化推進等、都市計画制度によらない緑化に関する事項についても併せて定め、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に講じることが目的とする。

本県では、市町村が緑の基本計画を定める際に必要となる、広域的な観点からの緑地等に関する計画として、県が平成9年度に山形県広域緑地計画を策定した後、平成10年度に山形市、平成11年度に鶴岡市が緑の基本計画を策定した。

③ 総合都市交通体系調査

土地利用計画とも整合をとり、都市圏の将来の総合的な交通計画を策定するもので、都市圏の将来像や計画目標、将来都市圏構造、道路の施設整備などのあり方をまとめたマスタープラン等を策定するものである。

本県では、全国街路交通情勢調査の結果をもとに山形、米沢、庄内、新庄の各地区で実施してきている。

(4) 都市災害復旧事業

都市計画区域内における都市施設が災害を受けた場合、又は、市街地（都市計画区域外を含む。）が堆積土砂による災害を受けた場合は、都市災害復旧事業を施行することができる。